

「会議所だより・下関」に貴社のチラシを同封し、会員企業に配布します！

会員
限定

下関商工会議所「ビジネス情報便」のご案内

下関商工会議所「ビジネス情報便」とは、毎月発行している会報「会議所だより・下関」に貴社のチラシを同封し、約3,000社の会員企業へお届けする会員限定のサービスです。販売促進をはじめ、企業・商品のPRなどに是非ご利用ください。

チ ラ シ 同 封 料 金 (消 費 税 込)	B5・A4サイズ	43,200円	※4月25日、7月25日発行分は冊数が増えるため、左記料金より20%増しとなります。 ※B4・A3サイズのチラシは二つ折りの状態で納品していただきます。
	B4・A3サイズ	54,000円	
	パンフレット(10頁以内)	86,400円	

ご利用のメリット

- コストの削減** A4チラシ単独DMの場合 @82円×3,000社=246,000円
当サービスをご利用いただいた場合(B5・A4版) 43,200円
面倒な封入・発送作業や封筒代金が不要。 **202,800円お得!**
- 経営者へ届く** 約3,000社の経営者に直接届けられる。
- 開封率が高い** 会議所だより・下関に同封するので、単独DMに比べ開封率が高い。

使い方いろいろ

- ◆自社の事業内容の案内
- ◆新製品・新サービスの案内
- ◆お弁当・仕出しの案内
- ◆イベント・セミナーの案内
- ◆チラシ・年賀状印刷等の案内
- ◆団体旅行商品の案内
- ◆歓送迎会・忘新年会等宴会プランの案内 など、事業所向けPRに有効です。

折込要領 詳しくは、別紙の運用規定をご覧ください。

- 【発行日】 毎月25日発行(掲載内容・曜日等により発刊が数日ずれる場合があります)
※12月25日、1月25日発行分は1・2月合併号として1月15日に発行。
- 【配布数】 約3,000社 下関商工会議所会員企業など
- 【申込期限】 同封月の前月末日まで
- 【納品期限】 同封月の15日まで(1・2月合併号は1月6日まで)
※3,000部(4月25日、7月25日発行分は3,600部)納品していただきます。

お申込・お問合せ 下関商工会議所 振興部 TEL:083-222-3333 FAX:083-222-4094

ビジネス情報便 申込書 下関商工会議所振興部 宛 (FAX:083-222-4094)

会 社 名					T E L	
住 所					F A X	
担 当 部 署					担 当 者 名	
チ ラ シ 内 容					運 用 規 定	同 意 ・ 不 同 意
サ イ ズ ・ 種 類	<input type="checkbox"/> B5	<input type="checkbox"/> A4	<input type="checkbox"/> B4	<input type="checkbox"/> A3	<input type="checkbox"/> パンフレット	
同封希望月	<input type="checkbox"/> 1/15	<input type="checkbox"/> 2/25	<input type="checkbox"/> 3/25	<input type="checkbox"/> 4/25	<input type="checkbox"/> 5/25	<input type="checkbox"/> 6/25
	<input type="checkbox"/> 7/25	<input type="checkbox"/> 8/25	<input type="checkbox"/> 9/25	<input type="checkbox"/> 10/25	<input type="checkbox"/> 11/25	

※ご記入いただきました個人情報につきましては、本サービスに関する連絡以外には利用いたしません。

下関商工会議所「会議所だより・下関」チラシ同封サービス 運用規定

1. 本サービスは、下関商工会議所（以下、「甲」という。）の会員企業（以下、「乙」という。）の販路拡大及び発展に資することを目的とする。よって、甲の会員以外の利用は認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。
2. 本サービスは、甲の発行する「会議所だより・下関」に乙の販売促進のためのチラシ等を同封するものであり、同封するチラシ等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。また、乙は下記事項を遵守しなければならない。
 - ①公序良俗に反しないこと。
 - ②関係法規に違反しないこと。
 - ③政治性、宗教性がないこと。
 - ④虚偽、または誤認される恐れがないこと。
 - ⑤他の会員、消費者へ不当な利益を与える恐れがないこと。
 - ⑥投機性のないこと。または、投機性がないと判断されること。
 - ⑦その他、当該サービスの運用上不適当と認められないこと。
3. チラシ等の内容については、甲が事前審査を行い前条に反する、或いはその他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用することは出来ない。なお、サービス実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることもある。
4. チラシ及び広告の内容に関する責任は全て乙に帰属する。
5. 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について甲は一切の責任を負わない。
6. 同封料金は甲が別途定める料金に基づき、当該チラシを同封した「会議所だより・下関」発行月の翌月末までに支払いを完了すること。
7. 「会議所だより・下関」に同封するチラシは、B5・A4 サイズまたは B4・A3 サイズ（厚口以下）とする。B4・A3 サイズについては、二つ折りのうえ納品することとする。また、パンフレットは、10 頁以内とする。
8. 「会議所だより・下関」に同封するチラシは、必要部数を同封希望月の 15 日までに甲が指定する場所へ納品することとする。また、残部が生じても返却はしないこととする。万が一、甲の定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても同封はできない。
9. 本サービスは、申込先着順とし、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同として乙の希望にはそえない。
10. 申込期日を過ぎてからのキャンセルについては、乙はいかなる理由においても甲が定める算出基準のキャンセル料を支払わなければならない。
 - ・キャンセルは同封希望月の 15 日までとし、キャンセル料金は以下のとおりとする。

同封希望月の 10 日まで	無料
同封希望月の 11 日～15 日	料金の 30%
同封希望月の 15 日までに未納品の場合は自動的にキャンセル扱いとする。	料金の 100%

同封希望月の 15 日以降のキャンセル、同封中止は一切応じられないものとする。

- ・同封希望月の変更について

同封希望月の変更は、申込書に記載した同封希望月の 15 日までとし、変更は当初同封希望月から 3 ヶ月以内とする。同封希望月の 15 日以降の変更は一切応じられないものとする。

11. 本運用規定内容に同意した上で、申込書（前面）を同封希望月の前月末までに担当部署へ提出すること。